

証券コード 7956

平成22年4月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋久松町4番4号

ピジョン株式会社

代表取締役社長 大越 昭夫

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年4月27日（火曜日）午後5時15分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年4月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階 富士の間

今回より会場を変更しておりますので、末尾記載の「第53期定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 第53期（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第53期（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.pigeon.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成21年2月1日から
平成22年1月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、景気持ち直しの傾向が期待されつつも、失業率が高水準にて推移するなど雇用情勢は厳しい状況が続きました。さらに、デフレの緩やかな進行などにより本格的な景気回復には至りませんでした。海外市場においても、リーマンショック以降の不安定な金融資本市場の状況と、雇用情勢の悪化の影響による個人消費の冷え込みなどから、景気回復への下押しリスクが依然として存在しております。

当社グループを取りまく環境は、原油価格高騰等に伴う原材料価格上昇は落ち着きを取り戻したものの、流通在庫の圧縮、個人消費の冷え込み、円高の進行等の影響により、販売面においては厳しい状況にて推移いたしました。

このような事業環境のもと、育児事業におきましては、国内におけるダイレクト・コミュニケーションの継続による既存事業のさらなる強化、新規事業の育成および商品カテゴリー拡大のための取組みを行ってまいりました。また、海外におきましては、さらなるグローバル化を目指し、インドなど新興諸国での販売基盤の整備、中国およびタイでの生産拠点の整備、拡充を行ってまいりました。一方、ヘルスケア事業におきましては、アクティブエイジの皆様を応援するリクープブランドの市場浸透および新商品展開を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、534億31百万円（前期比0.6%増）となりました。利益面におきましては、原材料価格の低減や内製化の推進等による売上原価率の改善が奏功するとともに販売費および一般管理費についても抑制に努めたことにより、営業利益は46億4百万円（同7.8%増）、経常利益46億9百万円（同7.3%増）となりました。一方、昨年3月30日付での取引先の民事再生手続開始の申立てに伴い、特別損失として貸倒損失および貸倒引当金繰入額を3億73百万円計上したことにより、当期純利益は28億40百万円（同0.5%減）となりました。

② 部門別の状況

事業部門別の状況は次のとおりです。

<育児>

当事業の売上高は429億37百万円（前期比0.6%増）、営業利益は69億40百万円（同5.0%増）となりました。当事業に関して、国内育児用品事業、海外事業、子育て支援事業に区分した概況は次のとおりです。

i) 国内育児用品事業

当事業は、消費冷え込みに対応するための「育児生活応援企画」として企画商品の提供を行ってまいりましたが、売上高は消耗品を中心として厳しい状況で推移いたしました。商品展開に関しましては、母乳関連用品のラインアップ拡充商品である『母乳チルド密閉キャップ』、直接肌に塗らずに虫よけができる『虫くるりんシートタイプ』および『虫くるりん布用ミストタイプ』、さらに従来のベビーより年齢の高いお子様向け商品のライン拡充商品として『ジェル状歯みがきぷちキッズ ぶどう味』、感染症予防用品として『除菌ナップお出かけ用22枚入り』を新発売しております。加えて、ブランド力強化を目的にダイレクト・コミュニケーションの一環として実施しております「マタニティ・イベント」につきましては、当連結会計年度において41回開催し、合計で3千名を超えるマタニティの方にご参加いただきました。また、妊娠・出産・育児シーンの女性を応援する「クチコミ コミュニティサイト」である「ピジョンインフォ」におきましても順調に新規会員を獲得し、会員数は増加しております。さらに、新たな市場機会の創出を目的として、昨年6月にMamas&Papas社（英国）と日本国内における独占販売契約を締結し、本年2月よりインターネットサイトおよびカタログによる通信販売事業を開始いたしました。

ii) 海外事業

当事業は、世界的な景気後退の影響が懸念され、一部地域で流通在庫圧縮の影響があったものの、重点市場の中国、アメリカを中心として、引き続き堅調に推移いたしました。特に中国におきましては、専用の売り場である「ピジョンコーナー」の設置および内陸部での販売が順調に進捗しております。また、「母乳育児推進および母乳授乳率を高める政策」のもと、中華人民共和国衛生部と連結子会社PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD. が共同プロジェクトとして中国国内の主要病産院に「ピジョン母乳育児相談室」を開設し、本格的な活動を開始しております。中国における生

産体制につきましては、連結子会社PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD. (上海市青浦工業園区)におきまして、洗剤およびスキンケア商品の量産が順調に進捗しており、さらに生産体制整備のための第二期工事も完了いたしました。アメリカにおきましては、連結子会社LANSINOH LABORATORIES, INC. が母乳関連商品のライン拡充、病産院向け販路の獲得による事業強化を目的としたPuronyx社(米国)からの母乳関連用品ブランドである『Soothies』の営業権取得、トルコ支店の開設等、事業拡大に向けた新たな取組みも順調に進捗しております。また、新規市場開拓を目的として、昨年11月にインド(ムンバイ)に現地法人PIGEON INDIA PVT. LTD. を設立し、本格的な営業およびマーケティング活動を始めております。

iii) 子育て支援事業

当事業は、引き続き事業所内保育施設の運営受託を始めとする営業活動を行っております。昨年4月には5箇所の新規運営受託を開始するとともに、既存の保育施設におきましても順調に園児数が増加しております。

<ヘルスケア>

当事業の売上高は64億50百万円(前期比0.4%増)、営業利益は2億69百万円(同64.5%増)となりました。平成19年8月に新しく立ち上げました、年齢を重ねてもいきいきした毎日を過ごされているアクティブエイジの皆様を応援するブランド「リクープ」に関しましては、ブランドイメージキャラクターとして起用した女優の香山美子さんによるポスター・専用カタログ・トークショー・商品紹介動画配信等ブランド認知を高める活動を積極的に行っております。さらに新規の販売チャンネルといたしましては、既存の展開に加え、百貨店通信販売カタログおよびテレビショッピング等獲得しております。商品展開に関しましては、発売開始以来ご好評をいただいております『負担軽減サポーター』シリーズでの『手首』、『ひじ』、『姿勢すっきり』の拡充商品に加え、機能性ソックスである『リクープ歩行サポートソックス』、ソールとインソール両面の構造により衰えた身体機能や運動能力をサポートする機能性シューズ『リクープ歩行サポートシューズ』等を、また、口腔ケア商品として『リクープお口さわやかシート』、『リクープ入れ歯にやさしい洗浄液』を新発売いたしました。さらに、介護用品ブランドである「ハビナース」に関しましては、できるだけ大人用紙おむつは利用したくないという高齢者のお考えを尊重した新概念提案商品として『ハビナース尿とりパ

ッド用びったり布パンツ』を始め、在宅介護等で室内にこもる臭いを取り除く『ハビナス消臭ミスト ルーム用』、高齢者の方の使いやすさを追求した『ハビナスすくいやすいスプーン・すくいやすいフォーク』等を新発売しております。

<その他>

当事業の売上高は40億43百万円（前期比1.0%増）、営業利益は6億1百万円（同1.0%増）となりました。商品展開に関しましては、妊娠・授乳期等の栄養補助食品であるサプリメントのラインアップ拡充商品『かんでおいしい葉酸タブレット』を、また、将来赤ちゃんが欲しいと考える女性のための妊娠準備用サプリメント『葉酸プラス』、『葉酸カルシウムプラス』、『葉酸コラーゲンプラス』を新発売いたしました。消費冷え込みの影響を受け、マタニティ向けインナーウェアを販売する連結子会社ビジョンウィル株式会社の売上高が減少いたしました。新型インフルエンザ等に対する予防意識の高まりから、消毒・除菌関連商品の売上高は伸長いたしました。

企業集団の事業別売上高

(単位：百万円)

事業	第 52 期		第 53 期		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
育 児 事 業	42,663	80.4%	42,937	80.3%	0.6%
ヘルスケア事業	6,422	12.1%	6,450	12.1%	0.4%
そ の 他 事 業	4,005	7.5%	4,043	7.6%	1.0%
合 計	53,092	100.0%	53,431	100.0%	0.6%

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は21億71百万円となりました。その主なものは、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD. による製造設備の増設およびPIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO., LTD. 設立に係る投資です。

④ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 50 期 (平成19年1月期)	第 51 期 (平成20年1月期)	第 52 期 (平成21年1月期)	第 53 期 (当連結会計年度 (平成22年1月期)
売 上 高(百万円)	45,307	49,237	53,092	53,431
経 常 利 益(百万円)	2,745	3,177	4,293	4,609
当 期 純 利 益(百万円)	1,916	1,471	2,854	2,840
1株当たり当期純利益 (円)	96.97	73.90	142.75	141.89
総 資 産(百万円)	35,648	37,441	38,407	39,493
純 資 産(百万円)	22,993	23,831	24,324	26,264
1株当たり純資産額 (円)	1,128.70	1,173.88	1,195.45	1,288.14

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ビジョンホームプロダクツ(株)	300,000千円	100.0%	トイレタリー製品の製造・販売
ピジョンウィル(株)	100,000	100.0	妊産婦・乳幼児用品の販売
ピジョンハーツ(株)	100,000	100.0	保育、託児、ベビーシッターの派遣、幼児教育
P H P 兵 庫 (株)	240,000	100.0	不織布関連製品の製造・販売
P H P 茨 城 (株)	222,000	100.0	不織布関連製品の製造・販売
ピジョンタヒラ(株)	100,000	85.6	介護用品の販売
ピジョン真中(株)	10,000	67.0	在宅介護支援サービス、介護用品の販売
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	S \$ 1,670千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の販売
PIGEON INDIA PVT. LTD.	INR40,000千	100.0 (95.0)	妊産婦・乳幼児用品の販売
PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	US \$ 950千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造・販売
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.	US \$ 8,300千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造
PIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO., LTD.	US \$ 7,500千	100.0	妊産婦・乳幼児用品の製造
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.	RMB3,000千	100.0 (100.0)	育児コンサルティング
SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER.	RMB2,200千	100.0 (100.0)	幼児教育トレーニング
LANSINOH LABORATORIES, INC.	US \$ 1	100.0	妊産婦用品の企画・販売
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	BAHT144,000千	97.5	妊産婦・乳幼児用品の製造
THAI PIGEON CO., LTD.	BAHT122,000千	53.0	妊産婦・乳幼児用品の製造

- (注) 1. PIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO., LTD. は、平成21年8月に設立いたしました。
2. PIGEON INDIA PVT. LTD. は、平成21年11月にPIGEON SINGAPORE PTE. LTD. 95%、当社5%の出資により設立いたしました。
3. 議決権比率欄の()内の数値は、当社の間接所有による議決権比率(内数)を示しております。

(4) 対処すべき課題

平成20年秋に米国から端を発した世界的金融不安による景気後退は、一部に持ち直しの兆しが見られるものの、円高傾向の定着、雇用不安等により、経営環境は引き続き不安定な状況にあります。また、日本国内の出生数、婚姻数に関しましては、回復基調はみえない状況となっております。このような環境下にあつて当社グループは、グローバル・カンパニーへの飛躍を目指す第三次中期経営計画の最終年度として、各事業の事業戦略およびその基盤となる機能戦略を、着実に遂行するとともに経営環境の変動に対しスピードを持ち、臨機応変に施策を実行してまいります。

特に育児用品および女性ケア用品につきましては、海外既存市場での成長と新規重点市場での展開により、さらなる拡大を図ってまいります。

また日本国内においては、既存事業を再強化するとともに、新規事業の育成を進め、収益性の向上と新たな成長モデルの獲得を図ってまいります。

さらに各事業の成長を実現するため、基礎研究の深耕とお客様のニーズを適切に反映した商品開発により競争力を強化してまいります。

当社グループでは、今後より一層の経営の健全性と透明性を高めるべく、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制を始めとする内部統制システムの徹底を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成22年1月31日現在）

事業区分	主要な内容
育児	授乳関連用品、離乳関連用品、スキンケア用品、子育て支援サービス、その他
ヘルスケア	介護用品、介護支援サービス、その他
その他	女性ケア（サプリメント、マタニティ等）、一般用ウエットティッシュ、その他

(6) 主要な拠点等 (平成22年1月31日現在)

ピ ジ ョ ン 株	本 社	東京都中央区
	事 業 所	茨城県稲敷郡阿見町、東京都中野区
	物 流 セ ン タ ー	茨城県稲敷郡阿見町、茨城県常陸太田市、 兵庫県神崎郡神河町
	研 究 所	茨城県つくばみらい市
	支 店	宮城県仙台市太白区、東京都中央区、 埼玉県さいたま市大宮区、 愛知県名古屋市中区、大阪府大阪市都島区、 広島県広島市安佐南区、福岡県福岡市博多区
	営 業 所 等	北海道札幌市中央区、石川県金沢市
ピジョンホームプロダクツ株	本 社	静岡県富士市
ピジョンウイール株	本 社	東京都中央区
ピジョンハーツ株	本 社	東京都中央区
P H P 兵 庫 株	本 社	兵庫県神崎郡神河町
P H P 茨 城 株	本 社	茨城県常陸太田市
ピジョンタヒラ株	本 社	東京都中野区
ピジョン真中株	本 社	栃木県栃木市
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.	本 社	シンガポール
PIGEON INDIA PVT. LTD.	本 社	インド
PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO., LTD.	本 社	中国
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO., LTD.	本 社	中国
SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER.	本 社	中国
LANSINOH LABORATORIES, INC.	本 社	米国
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	本 社	タイ
THAI PIGEON CO., LTD.	本 社	タイ

- (注) 1. 平成21年8月にPIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO., LTD. を中国に設立いたしました。
2. 平成21年11月にPIGEON INDIA PVT. LTD. をインドに設立いたしました。
3. 平成22年2月に埼玉県さいたま市大宮区の支店を廃止いたしました。

(7) 使用人の状況（平成22年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,318 (1,304) 名	92 (31) 名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 上記使用人数には、契約社員（720名）を含んでおります。
3. 臨時雇用者（パート・アルバイト・業務委託員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
4. 上記使用人数には、嘱託（18名）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
831 (493) 名	△18 (40) 名	42.4歳	9.6年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 上記使用人数には、受入出向社員（18名）、契約社員（459名）を含んでおります。
3. 臨時雇用者（パート・アルバイト・業務委託員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
4. 上記使用人数には、出向社員（46名）、嘱託（18名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,269百万円
株式会社りそな銀行	500百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	400百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成22年1月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 20,275,581株 |
| ③ 株主数 | 6,378名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,595千株	13.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,224千株	11.1%
仲 田 洋 一	2,183千株	10.9%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニ バ ス ア カ ウ ン ト	1,240千株	6.2%
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウンント	634千株	3.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社（信 託 口 9）	466千株	2.3%
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	335千株	1.7%
ピ ジ ョ ン 社 員 持 株 会	324千株	1.6%
ミ レ ニ ア ム	314千株	1.6%
ノーザン トラスト カンパニー エ イ ブ イ エ フ シ ー フ ィ デ リ テ ィ フ ァ ン ズ	305千株	1.5%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（260,934株）を控除して計算しております。
2. フィデリティ投信株式会社から平成21年8月28日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において2,934千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
3. ノルウェー銀行から平成21年11月17日付で提出された大量保有報告書において1,015千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
4. キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーおよびその関連会社である3社から平成21年12月7日付で提出された大量保有報告書において1,101千株所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、期末時点における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年1月31日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成22年1月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役最高顧問	仲 田 洋 一	
代表取締役会長	松 村 誠 一	
代表取締役社長	大 越 昭 夫	
専 務 取 締 役	佐 久 間 隆	経営企画本部兼経理財務本部兼人事総務本部 兼ロジスティクス本部兼監査室担当
常 務 取 締 役	太 田 和 比 古	国内ベビー・ママ事業本部兼HHC・介護事 業本部兼子育て支援事業本部担当
取 締 役	山 下 茂	海外事業本部担当
取 締 役	甘 利 和 久	開発本部兼お客様相談室担当
常 勤 監 査 役	大 藪 克 実	
常 勤 監 査 役	田 中 公 義	
監 査 役	西 山 茂	早稲田大学大学院教授
監 査 役	出 澤 秀 二	出澤総合法律事務所代表弁護士 株式会社ファンコミュニケーションズ社外監査役 株式会社ネクストジェン社外監査役

- (注) 1. 平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役勝木 尚および常勤監査役色部文雄の両氏は、それぞれ辞任いたしました。
2. 平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会において、山下 茂および甘利和久の両氏は、新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会において、田中公義氏は、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 監査役のうち西山 茂および出澤秀二の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
5. 監査役西山 茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役西山 茂および監査役出澤秀二の両氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

7. 平成22年1月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	松 永 勉	経営企画本部長
執 行 役 員	高 島 康	経理財務本部長
執 行 役 員	板 倉 正	人事総務本部長
執 行 役 員	仲 田 祐 介	開発本部長
執 行 役 員	湯 田 博 毅	国内ベビー・ママ事業本部長
執 行 役 員	倉 知 康 典	国内ベビー・ママ事業本部副本部長
執 行 役 員	石 上 光 志	HHC・介護事業本部長
執 行 役 員	高 坂 功	海外事業本部長
執 行 役 員	北 澤 憲 政	海外事業本部副本部長
執 行 役 員	赤 松 栄 治	子育て支援事業本部長
執 行 役 員	岩 本 忍	ロジスティクス本部長

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	192百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	44 (12)
合 計 (うち社外役員)	13 (2)	236 (12)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|-------|----|------|
| 退任取締役 | 1名 | 9百万円 |
| 退任取締役 | 1名 | 0百万円 |
| 退任監査役 | 1名 | 5百万円 |

③ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 西山 茂	当事業年度に開催された取締役会22回のうち19回に、監査役会7回のうち7回に出席し、主要な事業所および子会社への実地調査を行うとともに、主に大学院教授および公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 出澤 秀二	当事業年度に開催された取締役会22回のうち19回に、監査役会7回のうち7回に出席し、主要な事業所および子会社への実地調査を行うとともに、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、現行定款において、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、社外監査役西山 茂氏および社外監査役出澤秀二氏との間で、当該責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社のうち、PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.、PIGEON INDIA PVT. LTD.、PIGEON (SHANGHAI) CO., LTD.、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO., LTD.、LANSINOH LABORATORIES, INC.、PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.、THAI PIGEON CO., LTD. は、当社の監査法人以外の監査法人が監査をしております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役および使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の社は「愛を生むは愛のみ」および経営理念「愛」を具現化しコンプライアンス経営を実践するための普遍的な企業倫理指針を定めており、この指針を当社グループの役員および従業員が法令はもとよりすべての社会規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動するための規範として位置づけ、代表取締役はじめ役員全員が率先垂範し、その精神の徹底を図る。
- ② 当社グループにおけるコンプライアンスを横断的に統括するため、人事総務担当取締役を議長とするコンプライアンス会議（外部弁護士を含む）を設置し、コンプライアンス上の課題を審議するとともに問題点の把握に努める。
- ③ 社内通報制度として「スピークアップ窓口」、取引先通報制度として「ピジョン・パートナーズライン」を設置し、不正行為の早期発見を図る。社内外で問題が発見された場合には、連絡・相談者の保護に十分配慮した上で、コンプライアンス会議にて対応を検討し、事実関係の調査を実施する。なお、当該内容は、上位会議（経営会議または取締役会）に報告されるものとする。
- ④ 反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、人事総務担当取締役が統括し、文書管理規程に従い情報を文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスクマネジメント対応を体系的に定めるリスクマネジメント委員会規則に基づき、代表取締役社長のもとに、グループ全体のリスク管理に関する総括責任者としてリスクマネジメント推進委員長をおく。リスクマネジメント推進委員会はグループ内のリスクを識別・評価し、その対応策を検討する。
- ② リスクカテゴリーごとに責任部署を明確化し、継続的な監視をする。リスクカテゴリーは、「事業リスク」「財務リスク」「ハザードリスク」「コンプライアンスリスク」とする。
- ③ 内部監査部門は、経営企画担当部門、経理財務担当部門および人事総務担当部門と連携して、各部門のリスク管理の状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度の経営計画の策定により、会社として達成すべき目標を明確化し、経営の最重要課題を確実に実行する。
- ② 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、社内外の監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化する。また、執行役員制度により「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、意思決定の迅速化を図るとともに、各本部の本部長に執行役員をあてることにより取締役と執行役員それぞれの権限と責任の所在を明確化する。
- ③ 取締役会の機能を強化、充実させるため、全取締役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行および重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 経営企画担当部門がグループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。なお、子会社管理に関する事項は、関係会社管理規程による。
- ② 監査役は、定期的子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、子会社監査役との連携により内部統制の整備および運用状況を監視する。
- ③ 内部監査部門は、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。

- ④ 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の求めに応じて補助者を置くものとし、補助者を置いた場合の当該補助者の人事については監査役の意見を尊重する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項以外に当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、スピークアップ窓口による通報状況をすみやかに報告する。
- ② 監査役は、取締役会のみならず経営会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
- ③ 取締役会および経営会議の議事の経過の要領および結果は、都度、経営企画担当部門より監査役に通知される。
- ④ 使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項またはコンプライアンス上重要な事項について、スピークアップ窓口を通じて直接監査役に報告することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社外監査役には主に公認会計士または弁護士等の財務、法務など企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図るとともに、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務の遂行を図る。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は株式を上場しておりますので、当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、かかる行為の目的等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、大規模買付者が現れた場合は、当該大規模買付者に買付の条件ならびに買収後の経営方針および事業計画等に関する十分な情報を提供いただき、当社取締役会がその内容を検討のうえ、意見表明あるいは代替案の提案をし、当社の株主の皆様が取締役会の意見または代替案を含めて、大規模買付者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、前記1. の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 経営理念および企業価値の源泉について

当社は、企業理念を「愛」とし、「愛を生むは愛のみ」を社是として掲げ、妊娠・出産・子育てそして介護を通して手助けを必要とする全ての人々に「愛」を形にした商品・サービスの提供を行うことを使命と考えております。

当社の創業は1957年（昭和32年）であります。「次代を担う赤ちゃんに幸せを」という願いのもと、哺乳びんのメーカーとして事業を開始いたしました。以来50年以上にわたって赤ちゃんの研究を続け、そこから生み出された商品の幅は広く、赤ちゃんのいるほとんどの生活シーンを支えております。昭和50年代には研究の対象を高齢者へと広げ、介護用品の開発へと領域を拡大しました。さらには、社会環境の変化に伴って新たなニーズとして生まれてきた「必要とされる手助け」に対応し、商品の提供だけでなく、子育て支援サービス、在宅介護支援サービスといったソフトサービスの提供も事業領域としてまいりました。

現在では、赤ちゃんからシルバー世代までの人生を長期間に亘りサポートする生活支援企業として事業展開を行っております。そして、このような事業活動により、企業の社会的責任を果たすことができると考えております。

当社はこうした創業時の想いを、社名・ロゴマークにおいても現しております。ロゴマークは、お母さんとおなかの赤ちゃんの2つのハートを組み合わせたダブルハートとなっており、「愛をカタチにする」想いを込めております。

また、事業活動に加えて、「ピジョン赤ちゃん誕生記念育樹キャンペーン」を20年以上継続して行っております。このキャンペーンは、「かけがえのないのちを大きくたくましく育てたい」という願いを込め、始めたものです。「育児（赤ちゃんを育てること）と、育樹（木を育てること）、心は同じ」というスローガンのもと、これまでに全国から約85,000名の赤ちゃんに参加していただき、茨城県常陸大宮市の植樹地面積は27ha以上に広がっております。

当社では、株主価値・顧客価値・社員価値の総和が企業価値であると捉えており、全てのステークホルダーの皆様と良好な関係を保っていくことが企業価値を高めていくことであると考えております。

商品をお使いいただくお客様のための「研究開発の限りない深耕」は、50年以上に亘って、地道で丁寧な基礎研究分野および実際の商品開発分野と、それぞれに幅広く展開しております。キャップ式広口哺乳器、シ

リコン製乳首、乳歯ブラシ、マグマグ（取替えカップシステム）、ベビー専用体温計チビオン、おしりナップ、母乳実感乳首、育ち応援シューズ等、それぞれの時代を先取りする商品を生み出し、また、常に新しい育児文化を提案してまいりました。中央研究所（茨城県つくばみらい市）を中心としたこれらの研究に基づいて上市する商品は、機能性、安全性に優れた高品質な商品となっており、その品揃えも豊富であります。そのため、現在これらの商品は日本国内のみならず、海外40カ国以上の多くのお客様からも支持をいただいております。加えて、商品等のお問い合わせ窓口として、お客様相談室を昭和40年代から設置する等、早くからお客様中心の経営を行ってまいりました。

社会情勢および社会環境の変化等に対応しながら、このような取組みを行っていく土壌・風土があること、そして、実際に取組みを行っていることが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

② 中期経営計画と今後の事業展開について

当社は、以上の経営理念のもと、2005年（平成17年）1月に、コア事業である育児用品関連事業の独自性・競争優位性の強化と、成長分野と位置づける海外事業、子育て支援事業、HHC・介護関連事業の積極的展開によるグローバルな企業価値の向上を骨子とした「第二次中期経営計画」（2006年（平成18年）1月期～2008年（平成20年）1月期）を策定し、諸施策を実行してまいりました。

国内事業におきましては緩やかな伸長にとどまりましたが、一方で、海外事業におきましては同期間中に2.5倍の売上伸長を達成し、当社グループの新たな成長基盤の一つとして育成してまいりました。

当社では、2008年（平成20年）3月に、新たなグループスローガン『GLOBAL Companyへの飛躍 ―チャレンジ、そして自立―』を掲げ、2009年（平成21年）1月期から2011年（平成23年）1月期までの「第三次中期経営計画」を策定いたしました。「第三次中期経営計画」では、「育児用品事業における一層のグローバル化の推進＝海外事業の一層の強化」、「国内既存事業の基盤維持および新たな成長事業の育成」を基本方針として、また、それらの実現を支える人材、組織、研究開発等に積極的に経営資源を投入し、スピードをもってグループ収益力の強化に努め、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、平成20年3月6日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成20年4月28日の第51期定時株主総会において本プランの導入につき承認を得ております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

① 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応について定めたものであります。

② 大規模買付ルールの概要

当社は、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付者に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下のような事項に関する誓約文言等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で作成のうえ提出していただきます。

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の日本語で作成された書面による提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく大規模買付情報のリストを、その回答の期限を定めて当該大規模買付者に対して交付します。

大規模買付者から意向表明書の提出および大規模買付情報の提供を受けた場合、当社取締役会は、すみやかに意向表明書および大規模買付情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書または大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮したうえで、大規模買付者に対して、適宜期限を

定めて意向表明書に記載された誓約文言の追加もしくは修正または追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社が必要かつ有益と判断する場合、大規模買付者との間で、大規模買付行為に関する提案の条件について協議することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者により追加もしくは修正された意向表明書の誓約文言および大規模買付者から提供を受けた追加情報ならびに大規模買付者との協議の状況および結果を、独立委員会に対してすみやかに提供します。

③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、意向表明書および大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめ、原則として対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく毀損され、その結果大規模買付行為に対する対抗策をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、上記の検討および判断にあたっては、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される大規模買付行為に該当すると考えます。

- i 真に当社の経営に参画する意志がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ii 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の買付を行っている判断される場合

- iii 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付を行っているとは判断される場合
 - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
 - v 大規模買付行為における当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
 - vi 大規模買付行為における株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、買付方法の適法性、実現可能性、買付後における当社従業員、顧客、取引先その他の利害関係者の処遇方針を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付であると判断される場合
 - vii 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主の皆様はもとより顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損するおそれがある、または当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
 - viii その他、i ないしviiに準ずる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益の維持および向上に反すると認められる場合
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が大規模買付ルールを遵守するように書面で要請したにもかかわらず、すみやかに違反状態が是正されないときには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守る

ために、対抗措置の発動を決議できるものとします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対応措置の発動の適否・内容については、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

⑤ 独立委員会の設置等

当社取締役会は、本プランを適切に運用し、a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいはb. 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため必要な対抗措置の発動または不発動の是非等の判断にあたって、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。なお、独立委員会の委員は3名以上とし、公正かつ中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者または外部専門家等の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報およびその分析結果ならびに当社取締役会が作成する代替案等を独立委員会に提出します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、これらの情報および自ら必要と認めて入手した情報等を検討し、対抗措置の発動の是非等について、当社取締役会に勧告を行います。

⑥ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないとは判断する場合には、独立委員会の勧告およびアドバイザー等の意見を踏まえたうえで、対抗措置発動の停止または変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を含みます。）を行うことができるものとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないとは取締役会が判断したときには、当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当て後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができます。

⑦ 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会における決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、a. 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、またはb. 株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく独立委員会の委員への委任は、その時点で廃止・撤回されるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（a. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、b. 事前開示・株主意思の原則、c. 必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

② 企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、ならびに当社が発動しうる対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

③ 継続的な開示について

本プランは、当社取締役会により、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランについて随時見直しを行うこととしており、本プランにつき内容の修正、変更または廃止等を行った場合には、これらについて、すみやかに株主の皆様を開示をします。

④ 株主意思の反映について

本プランは、導入にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、平成20年4月28日開催の第51期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

また、本プランにはその有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとしますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

⑤ 取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本プランにおいては、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

さらに、本プランにおいては、客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があります。また当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための透明な運営が行われる仕組みが確保されているものと考えます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

連結貸借対照表

(平成22年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流 動 資 産	22,272,647	I. 流 動 負 債	10,694,132
現金及び預金	6,905,541	支払手形及び買掛金	4,311,892
受取手形及び売掛金	8,757,897	短期借入金	1,361,900
商品及び製品	4,358,658	1年以内返済予定の長期借入金	107,920
仕掛品	57,058	未払金	2,238,379
原材料及び貯蔵品	1,091,958	未払法人税等	682,976
繰延税金資産	624,278	賞与引当金	531,445
未収入金	292,222	返品調整引当金	63,109
その他	297,529	その他	1,396,508
貸倒引当金	△112,497	II. 固 定 負 債	2,535,200
II. 固 定 資 産	17,221,009	長期借入金	1,000,000
1. 有 形 固 定 資 産	14,039,547	繰延税金負債	890,961
建物及び構築物	4,638,994	退職給付引当金	221,399
機械装置及び運搬具	2,163,884	役員退職慰労引当金	298,386
工具器具備品	806,558	その他	124,453
土地	5,897,038	負 債 合 計	13,229,333
建設仮勘定	533,072	純 資 産 の 部	
2. 無 形 固 定 資 産	1,230,947	I. 株 主 資 本	26,977,390
のれん	521,156	資本金	5,199,597
ソフトウェア	512,204	資本剰余金	5,180,246
その他	197,587	利益剰余金	17,044,069
3. 投 資 其 他 の 資 産	1,950,515	自己株式	△446,523
投資有価証券	1,336,768	II. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,195,704
破産更生債権等	82,715	その他有価証券評価差額金	7,563
繰延税金資産	101,781	為替換算調整勘定	△1,203,267
保険積立金	216,557	III. 少 数 株 主 持 分	482,638
その他	293,331	純 資 産 合 計	26,264,324
貸倒引当金	△80,638	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,493,657
資 産 合 計	39,493,657		

連結損益計算書

(平成21年2月1日～平成22年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		53,431,750
II. 売 上 原 価		32,540,706
売 上 総 利 益		20,891,044
返品調整引当金戻入額		75,578
返品調整引当金繰入額		63,708
差引売上総利益		20,902,913
III. 販売費及び一般管理費		16,298,803
営 業 利 益		4,604,110
IV. 営 業 外 収 益		409,685
受 取 利 息	26,556	
受 取 配 当 金	22,666	
貸 入 収 入	120,697	
持分法による投資利益	43,738	
還付消費税等	78,132	
そ の 他	117,893	
V. 営 業 外 費 用		404,525
支 払 利 息	51,277	
売 上 割 引	212,695	
貸 入 原 価	74,368	
為 替 差 損	50,737	
そ の 他	15,446	
経 常 利 益		4,609,270
VI. 特 別 利 益		4,787
固 定 資 産 売 却 益	4,477	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	268	
そ の 他	42	
VII. 特 別 損 失		448,943
固 定 資 産 売 却 損	3,098	
固 定 資 産 除 却 損	27,844	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,219	
貸 倒 損 失	304,594	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	32,860	
そ の 他	11,327	
税金等調整前当期純利益		4,165,115
法人税、住民税及び事業税	1,299,898	
法人税等調整額	△89,983	1,209,914
少数株主利益		115,051
当期純利益		2,840,149

連結株主資本等変動計算書

(平成21年2月1日～平成22年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年1月31日 残高	5,199,597	5,180,246	15,484,915	△442,935	25,421,824
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△1,280,995	—	△1,280,995
当 期 純 利 益	—	—	2,840,149	—	2,840,149
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△3,587	△3,587
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,559,153	△3,587	1,555,565
平成22年1月31日 残高	5,199,597	5,180,246	17,044,069	△446,523	26,977,390

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年1月31日 残高	△251	△1,493,521	△1,493,773	396,538	24,324,589
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△1,280,995
当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,840,149
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△3,587
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	7,815	290,254	298,069	86,099	384,168
当連結会計年度中の変動額合計	7,815	290,254	298,069	86,099	1,939,734
平成22年1月31日 残高	7,563	△1,203,267	△1,195,704	482,638	26,264,324

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 17社
- ・連結子会社の名称 ビジョンホームプロダクツ(株)
ビジョンウィル(株)
ビジョンハーツ(株)
P H P 兵庫(株)
P H P 茨城(株)
ビジョンタヒラ(株)
ビジョン真中(株)
PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.
PIGEON (SHANGHAI) CO. , LTD.
PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO. , LTD.
PIGEON LAND (SHANGHAI) CO. , LTD.
SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION
TRAINING CENTER.
LANSINOH LABORATORIES, INC.
PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO. , LTD.
THAI PIGEON CO. , LTD.
PIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO. , LTD.
PIGEON INDIA PVT. LTD.

PIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO. , LTD. 及びPIGEON INDIA PVT. LTD. はそれぞれ平成21年8月及び平成21年11月に設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社2社すべてについて持分法を適用しています。

- ・会社等の名称 P. T. PIGEON INDONESIA
クラフレックス茨城(株)

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PIGEON SINGAPORE PTE. LTD.、PIGEON (SHANGHAI) CO. , LTD.、PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO. , LTD.、PIGEON LAND (SHANGHAI) CO. , LTD.、SHANGHAI CHANGNING PIGEON LAND EDUCATION TRAINING CENTER.、LANSINOH LABORATORIES, INC.、PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO. , LTD.、THAI PIGEON CO. , LTD.、PIGEON INDUSTRIES (CHANGZHOU) CO. , LTD. およびPIGEON INDIA PVT. LTD. の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては当該計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行うこととしています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっていましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。また、在外連結子会社につきましては、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

工具器具備品 2～20年

（追加情報）

当社及び一部の国内連結子会社は平成20年度の法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、固定資産の耐用年数の見積りを変更しています。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

ハ. 返品調整引当金

当社及び連結子会社の一部は、返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予想高に対する売買利益相当額を計上しています。

ニ. 退職給付引当金

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

(追加情報)

連結子会社ビジョンタヒラ㈱は、平成22年1月に適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、退職給付制度改定損(特別損失)として32,860千円計上しています。

ホ. 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めています。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、連結子会社の実態に基づき5年間または7年間の均等償却を行っています。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」

(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

これによる損益に与える影響はありません。

② 連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。これによる損益に与える影響はありません。

(8) 表示方法の変更

① 連結貸借対照表

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」と「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しています。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ3,636,721千円、33,934千円、970,523千円です。

② 連結損益計算書

「還付消費税等」は、前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「還付消費税等」の金額は28,648千円です。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,284,026千円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しています。
- (2) 保証債務 取引債務に対する保証 15,967千円
銀行借入に対する保証 8,708
計 24,675
- (3) 受取手形割引高 32,227千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,275千株	一千株	一千株	20,275千株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成21年4月28日開催の第52期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 640,505千円
- ・1株当たり配当金額 32円
- ・基準日 平成21年1月31日
- ・効力発生日 平成21年4月30日

ロ. 平成21年9月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 640,490千円
- ・1株当たり配当金額 32円
- ・基準日 平成21年7月31日
- ・効力発生日 平成21年10月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

イ. 平成22年4月28日開催の第53期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 640,468千円
- ・1株当たり配当金額 32円
- ・基準日 平成22年1月31日
- ・効力発生日 平成22年4月30日

- (3) 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,288円14銭
- (2) 1株当たり当期純利益 141円89銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成22年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流 動 資 産	12,322,735	I. 流 動 負 債	7,578,828
現金及び預金	3,867,756	支払手形	297,363
受取手形	147,406	買掛金	2,168,863
売掛金	4,925,351	短期借入金	2,105,188
商品及び製品	2,735,292	未払金	1,942,360
材料及び貯蔵品	132,517	未払費用	369,016
前渡金	17,196	未払法人税等	147,496
前払費用	59,443	前受金	5,433
繰延税金資産	278,141	預り金	131,993
短期貸付金	93,291	賞与引当金	350,284
未収入金	143,960	返品調整引当金	22,300
その他	27,178	設備関係支払手形	821
貸倒引当金	△104,800	その他	37,706
II. 固 定 資 産	15,763,190	II. 固 定 負 債	1,659,301
1. 有形固定資産	5,657,774	長期借入金	1,000,000
建物	1,673,249	繰延税金負債	371,540
構築物	73,216	役員退職慰労引当金	275,944
機械及び装置	181,052	長期未払金	4,817
車両運搬具	4,566	その他	7,000
工具器具備品	360,343		
土地	3,344,299	負 債 合 計	9,238,129
建設仮勘定	21,047	純 資 産 の 部	
2. 無形固定資産	452,523	I. 株 主 資 本	18,840,232
のれん	16,354	1. 資 本 金	5,199,597
商標	6,671	2. 資 本 剰 余 金	5,180,246
ソフトウェア	417,680	(1) 資本準備金	5,133,608
電話加入権	7,659	(2) その他資本剰余金	46,638
その他	4,157	3. 利 益 剰 余 金	8,906,911
3. 投資その他の資産	9,652,892	(1) 利益準備金	332,755
投資有価証券	1,068,417	(2) その他利益剰余金	8,574,155
関係会社株式	8,294,255	固定資産圧縮積立金	814,751
従業員に対する長期貸付金	275	別途積立金	2,020,000
関係会社長期貸付金	650,000	繰越利益剰余金	5,739,403
破産更生債権等	75,161	4. 自 己 株 式	△446,523
長期前払費用	13,020	II. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,563
保険積立金	178,409	その他有価証券評価差額金	7,563
敷金及び保証金	153,534		
その他	16,550	純 資 産 合 計	18,847,796
貸倒引当金	△124,830	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,085,926
投資損失引当金	△671,900		
資 産 合 計	28,085,926		

損 益 計 算 書

(平成21年2月1日～平成22年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売 上 高		31,774,511
II. 売 上 原 価		20,847,676
売 上 総 利 益		10,926,835
返品調整引当金戻入額		24,100
返品調整引当金繰入額		22,300
差引売上総利益		10,928,635
III. 販売費及び一般管理費		10,214,674
営 業 利 益		713,960
IV. 営 業 外 収 益		1,419,868
受 取 利 息	20,271	
受 取 配 当 金	1,207,765	
業 務 受 託 料	94,800	
そ の 他	97,031	
V. 営 業 外 費 用		316,353
支 払 利 息	34,541	
売 上 割 引	165,412	
業 務 受 託 費 用	88,913	
そ の 他	27,485	
経 常 利 益		1,817,475
VI. 特 別 利 益		42
VII. 特 別 損 失		400,160
固 定 資 産 除 却 損	15,020	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,219	
貸 倒 損 失	304,594	
そ の 他	11,327	
税引前当期純利益		1,417,357
法人税、住民税及び事業税	237,100	
法人税等調整額	△67,009	170,090
当 期 純 利 益		1,247,266

株主資本等変動計算書

(平成21年2月1日～平成22年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
						固定資産 圧縮積立金	別途積 立金	繰越利益 剰余金			
平成21年1月31日残高	5,199,597	5,133,608	46,638	5,180,246	332,755	838,154	2,020,000	5,749,730	8,940,640	△442,935	18,877,549
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△1,280,995	△1,280,995	-	△1,280,995
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-	-	-	△23,403	-	23,403	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	1,247,266	1,247,266	-	1,247,266
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△3,587	△3,587
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△23,403	-	△10,326	△33,729	△3,587	△37,317
平成22年1月31日残高	5,199,597	5,133,608	46,638	5,180,246	332,755	814,751	2,020,000	5,739,403	8,906,911	△446,523	18,840,232

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年1月31日残高	△251	△251	18,877,298
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△1,280,995
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-
当期純利益	-	-	1,247,266
自己株式の取得	-	-	△3,587
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	7,815	7,815	7,815
事業年度中の変動額合計	7,815	7,815	△29,502
平成22年1月31日残高	7,563	7,563	18,847,796

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品、原材料……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品……………最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来原価法によっていましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7～50年

（追加情報）

平成20年度の法人税法の改正に伴い、当事業年度より、固定資産の耐用年数の見直しを変更しています。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

② 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予測高に対する売買利益相当額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 投資損失引当金

子会社等の株式の実質価額の著しい低下による損失に備えるため、実質価額の低下の程度または、実質価額の著しい低下に対する回復可能性の実現度合いを考慮して計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

2. 会計処理方法の変更に関する注記

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前事業年度において「商品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」と一括して掲記しています。

なお、当事業年度に含まれる「商品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ2,735,292千円、77,041千円、55,475千円です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,671,502千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しています。

(2) 保証債務

下記のとおり債務の保証を行っています。

取引債務に対する保証

ピジョンホームプロダクツ(株) 346千円

PIGEON SINGAPORE PTE. LTD. SGD \$ 198千 12,695

LANSINOH LABORATORIES, INC. US \$ 1,000千 89,770

THAI PIGEON CO., LTD. BAHT3,188千 8,641

P. T. PIGEON INDONESIA US \$ 508千 15,967

銀行借入金に対する保証

従業員 8,708

PIGEON MANUFACTURING RMB 28,000千 368,200

(SHANGHAI) CO., LTD.

計 504,329

外貨建保証債務については、決算日の為替レートにより換算しています。

(3) 受取手形割引高 32,227千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権 1,106,085千円

② 長期金銭債権 650,000千円

③ 短期金銭債務 2,152,523千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 ① 売上高 3,142,334千円

② 仕入高 8,993,053千円

③ その他の営業取引高 13,626千円

④ 原材料有償支給高 2,738千円

営業取引以外の取引高 1,499,806千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	259,777株	1,157株	一株	260,934株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

投資損失引当金損金算入限度超過額	273,463千円
賞与引当金損金算入限度超過額	142,565
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	112,309
税額控除繰越額	94,670
減損損失	50,784
貸倒引当金損金算入限度超過額	73,122
未払費用否認	17,107
未払事業税	38,526
その他	41,734
小計	844,283
評価性引当額	△299,219
合計	545,064

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△633,271
その他有価証券評価差額金	△5,191
合計	△638,462

繰延税金負債の純額 △93,398

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ビジョンホームプロダクツ株式会社	所有 直接100.0	当社商品の製造	当社商品の仕入	2,087,318 (注1, 2)	買掛金	391,962 (注1, 2)
子会社	P I G E O N MANUFACTURING(SHANGHAI) CO., LTD.	所有 直接100.0	当社商標の商品の製造 従業員の兼務1名	債務保証	368,200 (注3)	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

当社商品の仕入価格については、当社商品の市場価格及び各社から提示された原価を検討の上、決定しています。

3. 債務保証については、銀行借入につき、債務保証を行ったものです。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 941円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 62円31銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年3月5日

ピジョン株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高瀬 敬介 ㊟

代表社員 業務執行社員 公認会計士 山本 公太 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピジョン株式会社の平成21年2月1日から平成22年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピジョン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年3月5日

ビジョン株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高瀬 敬介 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山本 公太 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビジョン株式会社の平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年3月11日

ピジョン株式会社 監査役会

常勤監査役 大 藪 克 実 ㊟

常勤監査役 田 中 公 義 ㊟

監査役 西 山 茂 ㊟

監査役 出 澤 秀 二 ㊟

(注)監査役 西山 茂及び監査役 出澤秀二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策として位置付けており、中期的な経営環境の変化や当社グループの事業戦略を勘案して財務基盤の充実を図りつつ、剰余金の配当などにより、積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。なお、株主の皆様への利益還元に関する目標といたしましては、平成20年3月に発表いたしました「第三次中期経営計画」において、その最終事業年度である第54期（平成23年1月期）連結総還元性向を50%と定めており、株主の皆様への利益還元策の一層の拡充、強化を目指しております。このような方針のもと、当期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき32円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は640,468,704円となります。

なお、中間配当金として当社普通株式1株につき32円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき前期と比べ9円増配の64円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年4月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なか た よう いち 仲 田 洋 一 (昭和17年5月11日生)	昭和42年4月 水口商事(株)入社 昭和44年3月 当社入社 取締役副社長 昭和52年5月 当社代表取締役副社長 昭和58年5月 当社代表取締役社長 平成12年4月 当社代表取締役会長 平成19年4月 当社取締役最高顧問（現任）	2,183,234株
2	まつ むら せい いち 松 村 誠 一 (昭和19年9月27日生)	昭和44年3月 当社入社 平成4年4月 当社取締役 平成8年4月 当社常務取締役 平成10年4月 当社専務取締役 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成19年4月 当社代表取締役会長（現任）	36,800株
3	おお こし あき お 大 越 昭 夫 (昭和25年10月14日生)	昭和44年3月 当社入社 平成元年9月 (株)ライト商會代表取締役副社長 平成10年8月 プラス工業(株)（現ジェイフィルム(株)）産業資材事業部営業部長 平成13年8月 当社管理本部本部長付 平成13年12月 当社執行役員 平成16年4月 当社取締役 平成18年4月 当社常務取締役 平成19年4月 当社代表取締役社長（現任）	25,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	さ く ま たかし 佐 久 間 隆 (昭和25年10月22日生)	昭和48年3月 伊藤忠飲料(株)入社 昭和49年4月 当社入社 平成6年10月 当社監査室チーフマネージャー 平成8年4月 ビジョンホームプロダクツ(株)取 締役 平成8年9月 同社代表取締役社長 平成12年2月 当社関連事業部チーフマネー ジャー 平成13年7月 (株)フクヨー茨城(現P H P 茨 城) 常務取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年1月 当社執行役員経営企画本部長 平成19年4月 当社取締役経営企画本部兼管理 本部担当 平成20年4月 当社専務取締役経営企画本部兼 管理本部兼監査室担当 平成21年1月 当社専務取締役経営企画本部兼 経理財務本部兼人事総務本部兼 監査室担当 平成21年4月 当社専務取締役経営企画本部兼 経理財務本部兼人事総務本部兼 お客様相談室兼監査室担当 平成22年1月 当社専務取締役経営企画本部兼 経理財務本部兼人事総務本部兼 ロジスティクス本部兼監査室担 当(現任)	3,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	おお た かず ひ こ 太 田 和 比 古 (昭和24年5月18日生)	昭和49年4月 日魯漁業(株)(現(株)マルハニチロ ホールディングス)入社 昭和50年4月 千葉県レクリエーション都市開 発(株)入社 昭和55年11月 当社入社 平成2年4月 ビジョンウィル(株)専務取締役 平成5年4月 THAI PIGEON CO., LTD. 代表取締役 社長 平成12年2月 当社執行役員海外事業部担当 平成16年11月 当社常務執行役員海外事業部担 当 平成18年1月 当社常務執行役員海外事業本部 長 平成18年4月 当社取締役海外事業本部兼子育 て支援事業部担当 平成19年4月 当社常務取締役海外事業本部兼 HHC・介護事業本部担当 平成20年4月 当社常務取締役国内ベビー・マ マ事業本部兼HHC・介護事業 本部担当 平成21年4月 当社常務取締役国内ベビー・マ マ事業本部兼HHC・介護事業 本部兼子育て支援事業本部担当 (現任)	7,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	やま した しげる 山下 茂 (昭和33年2月14日生)	昭和56年3月 当社入社 平成9年2月 PIGEON INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 平成16年7月 LANSINOH LABORATORIES, INC. 代 表取締役社長 平成19年4月 当社執行役員海外事業本部長 平成21年4月 当社取締役海外事業本部長 平成22年1月 当社取締役海外事業本部担当 (現任)	3,206株
7	あま り かず ひさ 甘利和久 (昭和34年11月11日生)	昭和58年3月 当社入社 平成16年1月 当社マーケティング本部商品戦 略部チーフマネージャー 平成18年1月 当社執行役員開発本部長 平成21年4月 当社取締役開発本部長兼ロジス ティクス本部担当 平成22年1月 当社取締役開発本部兼お客様相 談室担当 (現任)	4,100株

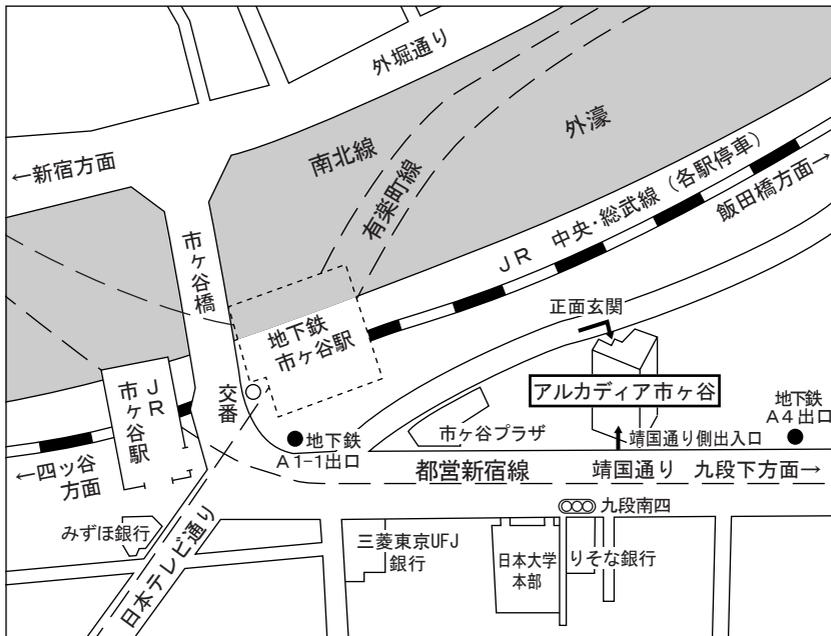
(注) 当社と上記各候補者との間には、特別の利害関係はありません。

以上

第53期定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目 2 番25号

アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階 富士の間



交通 JR市ヶ谷駅より徒歩2分

東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅(A1-1出口)より徒歩2分

都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅(A1-1・A4出口)より徒歩2分

<お知らせ>

株主総会開催時間中、お連れのお子様をお預かりする託児ルームをご用意しております。